○法務省令第十五号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第五十九条第三項及び第六十一条の七の六第一項の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年四月一日

法務大臣　谷垣　禎一

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第五に次のように加える。

五	仙台空港の近傍にある宿泊施設で法務大臣が指定するもの
六	福岡空港の近傍にある宿泊施設で法務大臣が指定するもの
七	博多港の近傍にある宿泊施設で法務大臣が指定するもの

別表第六の東日本地区入国者収容所等視察委員会の項担当区域内にある入国者収容所等及び出国待機施設の欄第三号中「別表第五第一号及び第二号」を「別表第五第一号、第二号及び第五号」に改め、同表の西日本地区入国者収容所等視察委員会の項担当区域内にある入国者収容所等及び出国待機施設の欄第三号中「別表第五第三号及び第四号」を「別表第五第三号、第四号、第六号及び第七号」に改める。

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省令第四十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の四第一項の規定に基づき、建築基準法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年四月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

建築基準法施行規則の一部を改正する省令

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二の三第一項中「四十八万円」を「四十九万円」に改め、同条第二項中「二万五千円」を「二万六千円」に改める。

別表第二中「百一万円」を「百二万円」に、「百六万円」を「百七万円」に、「百四十一万円」を「百四十八万円」に、「百四十二万円」を「百四十九万円」に、「百三十二万円」を「百四十万円」に、「百三十三万円」を「百四十四万円」に、「百五十三万円」を「百五十四万円」に、「百四十九万円」を「百五十万円」に、「百五十八万円」を「百五十九万円」に、「百二十六万円」を「百二十七万円」に、「九十九万円」を「百万円」に、「百三十五万円」を「百三十六万円」に、「百三十万円」を「百三十一万円」に、「百四十万円」を「百四十一万円」に、「九十三万円」を「九十四万円」に、「八十一万円」を「八十二万円」に、「百二十一万円」を「百二十二万円」に、「百五十一万円」を「百五十二万円」に、「二百万円」を「二百一万円」に、「六十八万円」を「六十九万円」に、「八十二万円」を「八十三万円」に、「六十四万円」を「六十五万円」に、「百十七万円」を「百十八万円」に、「百万円」を「百一万円」に、「八十五万円」を「八十六万円」に、「九十七万円」を「九十八万円」に、「九十五万円」を「九十六万円」に、「百四十二万円」を「百四十三万円」に、「九十万円」を「九十一万円」に、「百十五万円」を「百十六万円」に、「百十九万円」を「百二十万円」に改める。

別表第三中「六万一千円」を「六万二千円」に、「七万七千円」を「七万八千円」に、「五十六万円」を「五十七万円」に、「百十万円」を「百十一万円」に改める。

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

規　則

○会計検査院規則第三号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第二十四条の規定に基づき、計算証明規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年四月一日

会計検査院長　河戸　光彦

計算証明規則の一部を改正する規則

計算証明規則（昭和二十七年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一号の二書式参考5中「繰り越したもの」の次に「（歳入徴収官事務規程（昭和27年大蔵省令第141号）第38条各号に掲げる特別会計及び歳入に係るものを除く。）」を加え、ただし書を削る。

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則による改正後の計算証明規則の規定は、平成二十六年度分以降の計算証明について適用し、平成二十五年度分までの計算証明については、なお従前の例による。

○会計検査院規則第四号

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年四月一日

会計検査院長　河戸　光彦

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一局財務検査第二課の事務分掌事項欄中「、日本たばこ産業株式会社」を削り、「独立行政法人日本万国博覧会記念機構及び財団法人塩事業センター」を「公益財団法人塩事業センター及び日本たばこ産業株式会社」に改め、同表第二局厚生労働検査第四課の事務分掌事項欄中「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構」を「独立行政法人地域医療機能推進機構」に改める。

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　旧独立行政法人日本万国博覧会記念機構の検査の事務分掌については、なお従前の例による。

○会計検査院規則第五号

会計検査院事務総局定員規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年四月一日

会計検査院長　河戸　光彦

会計検査院事務総局定員規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局定員規則（昭和二十九年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

「千二百五十八人」を「千二百五十四人」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

○内閣府
財務省告示第二号

沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）第二条の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件（昭和四十七年総理府告示第四号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十六年四月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

財務大臣　麻生　太郎

別表第二マングーの項中「八重瀬町」の下に「、宜野座村」を加え、同表オクラの項中「八重瀬町」の下に「、宮古島市」を加え、同表に次のように加える。

アレカヤシ（切り葉）	名護市

○内閣府
財務省告示第三号

沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第一号及び第一号の二の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第一号及び第一号の二の規定に基づき主務大臣が定める資金を定める件（平成二十年内閣府財務省告示第五号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十六年四月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

財務大臣　麻生　太郎

第一号4⑵中「一千G／T以上の旅客船」の次に「又は貨物船」を加える。

第一号5中「航空機」を「定期航空に寄与する設備」に改める。

第一号7中「沖振法第四十二条第一項」を「沖振法第四十一条第二項第二号」に改める。